

令和4年2月

## 橋本市教育委員会定例会会議録

令和4年2月8日

## 教育委員会定例会会議録

開催日時 令和4年2月8日(火) 午後2時00分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席者 教育長職務代理者 中尾 悦子  
委員 田中 敬子 藪下 純男 吉田 元信  
教育長 今田 実

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課 課長 正林 寿和  
学校教育課 課長 森口 伸吾 生涯学習課 課長 萱野 健治  
中央公民館 館長 深本 恵里 教育相談センター  
教育総務課 課長補佐 浦 貴則 センター長 林 民和  
教育総務課 企画総務係長 久保田 芳弘 学校給食センター  
生涯学習課 センター長 井上 恵二  
地域教育係長 井元 球二 スポーツ係 主査 森本 顕久

### 1 開会

### 2 前回会議録の承認について

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

報告第3号 橋本市立児童館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

報告第4号 令和4・5年度学校給食用物資納入業者の登録について

### 5 付議事項

議案第1号 橋本市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則について

議案第2号 橋本市教育委員会公共施設予約システムの導入に伴う関係規則の整備に関する規則について

### 6 その他

・協議事項

・連絡事項

開会 午後 2 時 00 分

教育長 皆さんこんにちは。本日の出席者は 5 名です。  
これから、2 月定例会を開会します。  
前回の会議録の承認について、中尾委員、お願いします。

中尾委員 正確に記載されておりましたことを報告いたします。

教育長 ありがとうございます。  
次に、今回の会議録署名委員は、簀下委員をお願いします。

簀下委員 承知いたしました。

教育長 報告第 1 号教育状況について、私から報告します。

1 月定例会以降、国内の新型コロナウイルスの感染者数がさらに増え続けています。2 月 2 日には、和歌山県の 1 日の感染者数が 597 名となりました。これらの状況を鑑み、和歌山県知事が「まん延防止等重点措置」を国に要請し、2 月 5 日から 2 月 27 日まで適用されました。

このような中、2 月 20 日に予定していた「第 21 回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会」が平成 14 年に開催されて以来、初めて中止となりました。

12 月に行った選考会で 24 名の橋本市代表選手団が決まり、練習を行ってきていましたが、1 月 18 日以降は公共施設の利用制限に伴い、チームとしての練習が出来ていませんでした。こんな中でも、自主的に練習を重ねていた選手もいたと聞いています。大会の中止は、大変残念な事ではありますが、これまで取り組んできたことが、選手一人ひとりにとって意味のあるもの、そして、来年に向けてつながるものとするために、監督やコーチをはじめとするスタッフと担当者で協議を行いたいと考えています。

橋本市においても、2 月 2 日に予定していた「教育功労賞」、「杉村奨学褒賞、森脇慶一郎善行褒賞、田中久美子すこやか褒賞」の授賞式を 3 月に延期したり、3 月 5 日、6 日に予定していた「橋本市公民館まつり」を中止したりするなど、感染拡大の影響を受けています。

しかし、小・中学校や学童保育については、基本的な感染症対策を徹底するとともに、橋本保健所と連携を取りながら、教育活動の継続、子どもの居場所の確保に努めています。また、学級閉鎖を余儀なくされた場合には、GIGA 端末を活用した取組みを行うなど、学習保障にも努めています。

1 日も早くピークアウトの兆しが見え、感染状況が収束に向かってくれることを願うばかりですが、コロナ後を見据えた活動や業務の見直しを、今だからこそしておく必要があると考えています。

次に、昨日 2 月 7 日に行われた「未来議会」について報告します。

未来議会は、子どもたちの日々の学びの中で市政と子どもたちの距離を縮めることを通して、「市民による市民のためのまちづくり」が持続的に実現出来るような市民性を育てることを目的にしています。これまでは、市議会本会議場において中学生が議会形式で議会を体験していました。形式を体験することも意義はありますが、協働の精神や住んでいるまちの課題を自分事と考え解決のために考えたり行動したりするなど、市民性の育成にまでつながる取組みとしたいとの思い

から、今回のように、日頃学んできたことを市長、教育長へ提案しディスカッションするという場の設定としました。

今回参加したのは、あやの台小学校六年生です。3年間にわたり、総合的な学習の時間を中心に学んできた中から、「防災意識の啓発をより広く行う方法」「避難所の場所・備蓄倉庫の中身と防災放送設備」「住民と交流を深めながらのゴミ拾いや安全点検」「京奈和自動車道や海岸などのゴミ拾いの実施」の4テーマに絞り、オンラインでの意見交換を行いました。

子どもたちは、それぞれのテーマで、自分たちがしたい活動と行政へ依頼したい内容を取りまとめ、例えば、「子どもや高齢者、障がいのある方に向けたハザードマップの作成」、「防災意識啓発のための語り部活動の実施」、「スポーツゴミ拾いの開催」、「プラスチックごみ削減の呼びかけ」等の提案を行いました。

その提案に対して、市長から、そして私からコメントを行いました。子どもたちは、学びの中で得た知識を伝えるだけでなく、子どもたちの言葉からは、得た知識を基に、考え、行動し、未来を守るために私たちは社会にコミットする気持ちを持っているということが伝わってきました。

今後、市長、そして私のコメントを基に担当課でできること、検討すること等を整理することとなります。

今回の試みは、今まさに子どもたちに求められている「生きて働く知識・技能」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」の三つの力を総合的に高めていく実践であると言えます。

子どもたちは、今回の未来議会を節目として更に学びを続けるとともに、行動、そして協働へとつなげていってくれることを期待します。そして、私たち大人も、提案に真摯に耳を傾けるとともに、学び続けることを忘れてはいけないと改めて感じさせられました。

次に、1月28日、ホテルアバローム紀の国において行われた、令和3年度和歌山県教育表彰式について報告します。表彰式では、「和歌山県教育功労者」、「優秀教職員」、「和歌山県教育委員会功労賞」、「きのくに教育賞・きのくに教育の匠」など、和歌山の教育発展に大きな功績があった個人や団体が表彰されました。

橋本市からは、「和歌山県教育委員会功労賞」教育行政部門において、前橋本市教育委員会教育長小林俊治氏が受賞されました。平成26年4月から令和3年4月までの7年間の教育行政における実績が評価されての受賞です。小林前教育長が、これまで積み上げてきてくださった「人が学びあい、共に育むまちづくり」の理念に基づく橋本市の教育を受け継ぎ、さらに発展させていかなければならない使命を改めて感じています。

また、「きのくに教育賞」中学校の部において、橋本市立紀見北中学校菅家良史教諭が受賞されました。菅家教諭は、34年間の教職の中で専門の理科教育において、生徒の興味関心や探究心を高める教材開発や教材研究に取り組むとともに、学年主任、進路指導主任を長きにわたり務めるなど、その勤務態度は後進に範を示すものであったことが評価され、今回の受賞となりました。菅家教諭は、「きのくに教育賞」受賞者のうち、特に継続的な実践で成果を上げ、かつ、他の教員の指導力向上に寄与した方に対して与えられる、「きのくに教育の匠」の称号も併せて受賞されました。これを機に、さらに後進の指導に努められ、若手教員の指導力向上に寄与されることを期待します。

以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

コロナ禍でジュニア駅伝が中止になり、練習していた子どもたちにとっては、すごく残念だったと思います。練習中のベストタイムなど、表彰状を渡すとか何か形にして残してあげてほしいと思います。

教育長

今事務局で何をするのが良いのかということ、先程も教育状況で触れましたが、今年最後の出場になる中学校三年生もいます。それと、来年以降もまた、頑張ってくれる、期待出来る選手もいます。だから来年に繋がるような、また、これまでの努力に応じてあげられるような何かということで考えています。まだ、具体的なことは決まっていないのですが、ご理解ください。

他にありませんか。

田中委員

未来議会についてですが、意見交換が出来るということで、すごく良いなと思って聞かせていただきました。今後、いろいろなことを踏まえて検討していただくと思うのですが、自分たちが関わったということで、今後いろんなことが変わって行って、検討していくとか子どもたちがいろいろなことを考えるきっかけになるように、何かの形でお返事をしてあげてほしいなと思います。目に見えるような形にしてあげてほしいと思います。

生涯学習課 課長

はい、考えております。教育長がおっしゃってくださったとおり、これまで3年間の総合的な学習時間、学んできたことの成果の一環としまして、市長に対して提案するという場を設けました。今後も事業は続いていくと思いますので、ある程度、市長、教育長が答えてくださったのですが、それ以外のことについても何らかの形で残していきたいといふふうに考えております。

教育長

子どもたちにとって大切なことは、自分たちが取り組んできたことをどう評価してもらえたかということだと思います。

その評価というのは、自分たちが提案してきたことを「この部分はきちんと実現に繋がってくれた。」とか、「ここはもう少し考えたほうが良いよ。」と言ってくれたとかそういったことだと思います。実現に繋がられるものについては、市長も「考える。」というふうに言っておられました。私も担当の者と話をして、何らかの取組みに繋がられないかということ伝えていきたいと考えております。

他にありませんか。

中尾委員

最近テレビとか新聞とかそういうので、本当に心痛めるようなコロナの拡大で、現場の先生は本当にいろんなことに気を配って、今までにないような対処をしてくださっているということに本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

学校現場で、子どもたちに対応してくださっている先生とか、学童保育の指導員さん、その方たちに感謝の気持ちでいっぱいです。

教育長

ありがとうございます。学校で出来ること、保護者と共に出来ることは連携をしっかりとしながら、徹底して取り組んでいってくれていると思います。けれども、中々ピークがまだ見えてこない、早く見えてきてほしいと思っています。やっぱり、心に与える影響が大きいと思っています。だからこそ、出来る限りの感染

症対策をしながら、教育を止めないということが大事かなど、そのように考えております。

他にありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に、報告第2号橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、報告第3号橋本市立児童館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、一括して報告願います。

事務局から説明願います。

生涯学習課  
地域教育係長

報告第2号、第3号、合わせて報告させていただきます。橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてということで、まず、第2条の第1項、伏原児童館についてです。伏原児童館につきましては、職員配置のない、地元区で活用していただいている施設となっています。こちらは施設がかなり老朽化しているということで、地元区と話をして今回解体という形で話が進み解体予定となっております、本条例から削除するものとなります。

続いて、第2項のきしかみ子ども館プールについてですが、こちらも老朽化が著しくなっておりまして、隣接の旧きしかみ子ども館の解体が令和4年度にありますので、その解体に併せてする予定となっておりますので、これについても本条例から削除することとなります。

続きまして、報告第3号橋本市立児童館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則についてです。これにつきましては、きしかみ子ども館のプールの利用期間、利用時間に関する規定が第6条にありますので、先程の条例改正に伴いましてこの条項について削除するというものになります。

以上で報告を終わります。よろしくお願います。

教育長

報告が終わりました。このことについて、ご質問・ご意見はありますか。ないようですので、これで報告第2号、及び報告第3号を終わります。

次に、報告第4号に入ります。

報告第4号令和4・5年度学校給食用物資納入業者の登録について、報告をお願いします。

事務局から説明願います。

学校給食センター  
センター長

報告第4号令和4・5年度学校給食用物資納入業者の登録について、報告します。

この業者登録は、学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱に基づき登録業者を承認しました。今回の登録業者は41業者で、内訳としましては、市内が24、市外が17です。新規の登録は1業者です。前回の令和2・3年度の登録業者は42業者で、廃業などの理由で未登録の業者は2業者です。以上で報告を終わります。

教育長

報告が終わりました。このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。ないようですので、これで報告第4号を終わります。

報告事項が終わりました。続いて付議事項に入ります。

議案第1号橋本市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則について、議案第2号橋本市教育委員会公共施設予約システムの導入に伴う関係規則の整備に関する規則について、を一括議題とします。

事務局から説明願います。

生涯学習課 課長

議案第1号、及び第2号は関連する一体のものとなりますので、一括して説明させていただきます。

議案第1号橋本市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則について、橋本市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則について、別紙のとおり定めたいので、委員会の議決を求めます。

令和4年2月8日提出 橋本市教育委員会 教育長今田 実

議案第2号橋本市教育委員会公共施設予約システムの導入に伴う関係規則の整備に関する規則について、橋本市教育委員会公共施設予約システムの導入に伴う関係規則の整備に関する規則について、別紙のとおり定めたいので、委員会の議決を求めます。

令和4年2月8日提出 橋本市教育委員会 教育長今田 実

それでは、説明に入らせていただきます。今回の規則制定及び改正は、スポーツ施設や文化会館などにおいて、利用者の利便性の向上や申込時の混雑の緩和、密集回避のため、パソコンやスマートフォンなどから空き状況の確認や予約が出来る橋本市公共施設予約システムの導入に伴うものとなります。

議案第1号につきましては、新たに橋本市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則を定めるもので、対象施設は資料5-3 ページ別表のとおりとなっております。なお、これら以外の施設、具体的には都市公園施設や産業文化会館等のコミュニティセンターについては、市長の権限に属する施設であるため、橋本市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について、市の例規審査委員会に既に諮りまして、既に了解を得ておるといこととなります。なお、第3条にあるとおり利用方法等については、この規則の例によるものとしております。予約システムの対象施設というのは、資料5-3 ページ、及び5-7 ページの表にあるとおりとなります。

続きまして、議案第2号につきましては、議案第2号は予約システムの導入に伴う関係規則の改正に関するものとなります。資料6-2 ページ以降にあるとおり橋本市文教施設利用に関する条例施行規則及び、橋本市立社会体育施設設置及び管理条例施行規則を改正するもので、市の例規審査委員会に諮りすでに了承を得ておるといこととなります。この予約システムにつきましては、今年の4月1日からの運用開始に向け、現在システムの構築を進めておまして、システムの構築に合わせて具体的な予約方法について、文化スポーツ振興公社等関係者の意見を伺いながら、詳細を詰めているところとなります。簡単ですが、説明は以上となります。

教育長

説明が終わりました。

議案第1号、及び議案第2号について、ご質問・ご意見はありませんか。

吉田委員

予約システムをインターネット、或いはスマートフォンで出来るということは非常に便利だと思いますが、そういうものを使いこなせない方に対しての従来どおりの対応は残されますか。

生涯学習課 課長

窓口での申請についても併せて行うこととします。インターネット等を使ったほうが便利だと思うのですが、窓口の申請とシステムによる予約は並行して行いたいと考えております。

吉田委員 ありがとうございます。もう一点、規則のところでもわかりにくいところがあるので確認したいのですが、資料5-4の第3条1項についてです。「満15歳以上の者。ただし当該年度中に満16歳に達しない者を除く。」と書かれていますが、これはどういうことですか。

生涯学習課 課長 意図としましては、高校生以上ということを表したかったのですが、高校に行かない者もおるといふことがありますので、こういった表記になります。全般的に言いますと、高等学校一年生以上の者が対象となるということになります。

吉田委員 満15歳以上の者ですね。少し理解出来ないのですが、当該年度に16歳に達しないということと、15歳であれば達しようが、達しまいが関係ないんじゃないですか。

生涯学習課 スポーツ係 主査 文言の具体的な意味合いといたしましては、その年度に入った段階で対象になるということになりまして、例えば高校一年生、対象年齢16歳になる人の誕生日が6月であった場合、その当該年度の3月31日までは登録は出来ない。ただ、4月1日以降になりますと、当該年度に満16歳に達する年度になりますので、4月1日以降でしたら、登録が可能となるとそういった意味合いになります。

吉田委員 もう少しわかるように表現を検討されたほうが良いと思います。今説明していただいてわかりましたが、すぐには理解出来ないと思います。その文言でないといけないという理由がありますか。

生涯学習課 課長 この文言については、例規の担当の職員がおりますので、その職員と相談の上、こういった形になったということですが、ご説明する中においては、高校一年生になる学年の者以上は出来るということの趣旨を伝えて、その上で、その説明はしたいというふうに思います。ただ規則の表現上こうなるということと、例規の担当の方からアドバイスを受けてこのような表現になっておるといふこととです。説明はもう少しわかりやすく簡単にしたいと考えております。

吉田委員 あともう一点ですが、資料5-2の第4条ですが、「教育長が別に定める。」となっています。これは「必要な事項は別に定める。」という形ではまずいのですか。「教育長」というその文言をここに敢えて入れておいたほうが良いんですか。

生涯学習課 課長 省くことも出来るのですが、先程の説明にもありまして、市長の権限に属する施設と、教育長の権限に属する施設というのが分かれておられて、便宜上、教育長という言葉をごここに任せさせていただいたということですので、ご理解いただければと思います。

吉田委員 はい、理解出来ました。ありがとうございます。

教育長 他にありませんか。

簗下委員 資料5-3別表に橋本市文化会館とありますが、これは橋本市教育文化会館のことですか。例えば産業文化会館とか、市民会館であるとか、原田文化センター



とか、そういうものを言うのかなってちょっとイメージですが、これは橋本市文化会館なのか、教育文化会館のことなのか、どちらですか。

中央公民館 館長 一番下の部分につきましては、この建物は、教育文化会館すべて1階から5階までを教育文化会館、総称して言います。その中の2階と4階を文化会館と言っておりますのでこういう形でやっています。

簗下委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にありませんか。

簗下委員 もう一点ですが、参考の第10条の3行目。「市長が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。」。先程吉田委員も表現がわかりづらいとおっしゃっていましたが、規則とかそういう文言や法律用語とかというのは、わかりにくいところがあります。こういう表現があるのでしょうか。「期間によらないことができる」というのは、意味はわかりますけれども、どうしてもこのような表現になりますか。「この件に限らない。」とか「問わない。」とかそのほうが、一般の方はわかりやすいかなという気がしますけれども、素朴な疑問です。

生涯学習課 課長 おっしゃるとおりわかりにくいとは思いますが、「市長が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。」というのは、例外を認めるということなので、突発的に何かあった時に市長の判断によって、変更することが出来るということなので規則等ではよくある文言といえますか、使い方なのかなというふうに考えます。

簗下委員 わかりました。もう一点ですが、資料6-7について、施行規則のところですが原本はもうこのような文章になっていると思います。ただこの中の、第9条の4行目に、体育施設（体育館・テニスコート・グラウンド・ゲートボール）とありますが、これは、学校施設の中の他の言葉との整合性といったらゲートボールというのは、例えばゲートボール場のことなのか、用具も含めて一式を言っているのか、ちょっとこのあたりが、ゲートボールという種目名になっておりますが、言葉としてどうなのかなと思いました。

生涯学習課 課長 これは経過措置ということですので、過去にあった規則とかの名前を羅列しているだけかなと思います。ここで言いますと体育施設（体育館・テニスコート・グラウンド・ゲートボール）と使用要綱というのが、昭和59年の環境管理センター要綱第1号として規定されていたのかなという名称になりますので、この当時はこういう名称で要綱があったということだけになります。

簗下委員 はい。念のためホームページを見せていただきましたが、こうなっていたのでそういうことなのかなと。わかりました。

教育長 他にありませんか。

ないようですので、議案第1号、及び議案第2号について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第1号、及び議案第2号は原案のとおり決しました。

次に、その他の協議事項に入ります。まず、委員の皆様から何かありませんか。

吉田委員

毎年この時期になると、西部中学校の跡地の利用ということで日中文化芸術専門学校、あそこは日中文化芸術センターという名前になっていると思うのですが、今どのような状況で今後どのように変わっていくか。昨年としては、コロナ禍の状況で中々学生が集まらなくて大変だという話だったと思うのですが、現状どうなっているのか聞かせていただければありがたいと思います。

教育総務課 課長

まず、昨年までの状況としましては、今吉田委員がおっしゃったとおり、令和5年の専門学校の開校を目指して準備を進めたいということだったのですが、昨今のコロナの状況に鑑みて今また募集をしても学生がこないだろうということ、また、大阪府の指導で学生を募集することすら出来ないような状況のようです。そういう状況を受けて、日中文化芸術学院は今年に入って令和5年の専門学校設置の申請を諦めて、1年延ばして令和6年の申請に延期しますという意思表示がありました。これに加えて、法人からは中国の二つの大学の提携といいますが、協定というか、一つは栄養学や漢方とかそういった部門、もう一つは、すみません、すぐ出てこないのですが、観光とか通訳に加えて別の部門、二つの部門が協定した大学との提携があるので、その科目も含めて観光とかだけではなくて令和6年に申請するのは、そういう部門もやってはどうかということが理事会のほうで意見として出たということ。

ただし、それは専門学校ではなくて中国の二つの大学の日本分校といいますが橋本分校といいますがそういう位置づけに出来ないかということで、進めたいという意思表示が今年1月に入ってありました。理事長自ら教育委員会に来てその旨を言ってくれたわけですので、市としましては元々の事業計画が「専門職大学」或いは、「専門学校」というような表現での事業計画となっておりますので、その事業計画に則した形であれば契約の違反にならないであろうということでも頑張ってくれたら良いなということも思っているところです。ただ、それを具体的に進めようとするれば、また、外国の大学の分校とかということであれば、「地元の皆さんへの説明とかをきちっとやってください。」ということも、どこかのタイミングでしっかりとお伝えしないといけないであろうというふうには考えております。法人さんも地元抜きにして勝手にしようという考えはないということも考えておるところです。

なお、この4月から常駐、週に何回おるのか把握してないのですが、職員がまたあの現場において維持管理のためにきちっとさせていただきたいと、市民の中からまた一人雇用しましたと、4月から置きますという報告も受けております。ですので、その法人さんの動きを今後も見守りたいというような状況であります。

吉田委員

ありがとうございます。調印してほぼ4年経つわけですね。4年経つ中でこの日中文化芸術学院のいわゆる西部中学校跡地、日中文化芸術センターという、これは仮称なのかよくわかりませんが、利用実績はどうなっているのか。

あとやっぱり賃貸契約がかなり長いと思うので、その使用実績を踏まえてある程度、法律に詳しい弁護士さんの意見を入れながらも一度賃貸期間についても考慮しつつ、また、日中文化芸術学院の今後の出方を見守るといふ二本立てでいくということが必要じゃないかと思うのですが。

今後の戦略というのは、どのように考えられているのか。この日中文化芸術専門学校のホームページを見せていただくと、通常このホームページには、ここのセンターの規律があつて然るべきだと思います。それが全くありません。そして、教科指導、担当教員という形のものもないです。だから、学校の実態という意味では、このホームページは非常にお粗末だと感じます。それはきちんと確認出来ているのか、その辺り含めて今後どのように進めていくか、市として見守るといふことは非常に大事なことだと思います。今後の協議の進め方という意味では、もう一度これまでの4年間の使用実績ということ踏まえて協議内容ということと法律の専門家に相談していただきながら進めていくということも必要なことじゃないかと思うのですが、いかがですかね。

教育総務課 課長

現場の名前ですが、正しくは「日本文化センター」という名前です。それから利用実績ということで、今お話がありましたが、利用した実績というのは今のところありません。ただし、契約にも謳っていますとおり、草刈などの管理行為については苦しいながらもやってくれていますので、そこは実績としてはきちっとやってくれているというふうには踏まえております。それから学校の実態として、「お粗末」という表現をいただきましたが、学校としてはあるはずですが。

それから、今後の協議の進め方というご指摘をいただきましたが、日頃の管理をきちっとやってくれているということと、年に一度の土地建物の使用料は期限内に100万円納めていただいておりますので、また担当者、理事長、私どものほうでも電話或いはこの前も実際に来てくれておりますので、全く音沙汰がないとか管理が出来ていないとかお金が納まってないとかいうことではないので、このコロナの影響を受けながらも、いろいろと法人として手立てを考えて、「橋本との約束は違えませんが」というような文章もこの前出してきましたので、今のところは今の形で進めていっても良いのではないかと考えております。ただ先程私が申し上げました、契約に違反しているように受け取れるような行為、お金を納めない、或いは、管理もしない等のことがあれば、それはその段階で弁護士云々というよりも、自分らが出来ていない事項を指摘して、約束守ってくださいというふうにもっていくつもりでもありますので、今のところはこれで良いのかなと思っております。

吉田委員

少し厳しい表現になるかもしれませんが、当初はやはり専門職大学を目指すということで、契約内容にそこまで具体的なことが書かれているのかわかりませんが、賃貸契約を結ばれているわけですね。いわゆる教育云々に関わる学校として、西部中学校跡地を使います。100万円の年間の賃貸料を払っています。草刈しています。

それで十分と考えられるか、実績だと考えられるかだと思います。普通は専門学校として教育に関わる形でこの建物を利用するということだったと思います。そして市としても、もちろん地元の方々もそういうことを理解した上で歓迎したと思います。ですので、内容が伴っているかということは、非常に大事なことだと思います。今後とも、小学校の跡地とか廃校になった場合どうしていくのかと

いうことは非常に大事な問題になってくるので、変な意味で前例を残さないというのは大事だと思います。対応をしくじらないように頑張ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

教育総務課 課長

一つはやはり、最初に定員超過問題を起こしたということと、その後に巻き返しをしようと思った時にコロナの影響で身動き出来ないということが実態だと思います。それがなければ、早くやってくださいというようなことも当然のことながらあると思います。あと一つ、置かれている状況としましては、大阪の本校では学生が中々満足に集められないというようなことでもありますので、今の状況は致し方ないと考えております。だから教育の部分が柱であって、それが出来てないというのがありますが、やろうとしている姿勢は窺えますので一旦はそれを見守っているという状況であります。

また、この西部中学校跡地だけでなく今後、他の学校も廃校になった時の対応が大事になってくるかと思うというご指摘もごもっともだと思います。今、西部の他に旧信太小学校を貸して株式会社に使っていただいているという実績もありますのでおっしゃるように、西部が悪い例にならないように、対応をしくじらないように担当としてはやっていくつもりであります。

吉田委員

よろしくをお願いします。

教育長

他にありませんか。

田中委員

今、コロナ禍で図書館が閉まっている状態です。それで、学校の図書室はその間、コロナ禍ではありますが、上手く活用出来ているのかどうかという疑問があります。学級閉鎖など各学校にある中で、こんな時にこそ図書の本があれば長い時間ゲームやスマホを触らずにいれる時間があるのになと思います。接触を避けるということを考えたら利用はしないほうが良いのかもしれないかもしれませんが、学校があれば教室でいることですし、ちょっと使い方を考えて図書の貸し出しということを何か工夫していただけたらなと思います。

学校教育課 課長

学校の図書室がコロナの影響で利用出来ていないという認識はしておりません。外部のボランティアさんとかが入っていただくということは、ご遠慮いただいておりますが、学校の中の児童・生徒の活動は、特に図書室であれば制限をかけた利用も出来ますし、その辺りは工夫して出来ると思いますので、そこは心配ないかなというふうに考えています。

田中委員

普段どおりではなくて、この時に工夫をして、より一層本を借りられるようにしていただけたら良いのかなと思ったのでご意見させていただきました。

学校教育課 課長

学級閉鎖で長期の休みになる子どももおりますので、その辺りは希望者もいると思いますので、利用出来るようにその辺り学校で促していきたいと思います。

教育長

他にありませんか。

次に事務局から何かありませんか。

続いて連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。  
次に、事務局から何かありませんか。

教育総務課

課長補佐

今後の会議の日程についてご連絡いたします。3月の会議の日程でございます。  
まず、臨時会これは教員の人事案件についてです。こちらが3月2日水曜日、午前9時30分から、2階の応接室で開催させていただきたいと思います。

そして、3月の定例会は3月22日火曜日、午前9時30分から、こちらの4階の第5展示室で開催させていただきたいと思います。

会議の日程につきましては以上でございます。

教育長

よろしいでしょうか。

以上で2月定例会を終了します。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時00分

署 名 委 員